

# 「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

## 高額療養費の上限額が変わりました！

平成29年8月より、70歳以上の皆様の高額医療費の上限額が変わりました。

高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があるためです。

【高額療養費制度とは・・・】

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。

【70歳以上の方 月ごとの上限額】

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)		
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円 ※2)	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円 ※2)		
	一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円 ※2)	
住民税非課税	II 住民税非課税世帯		24,600円		24,600円		
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円		

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます)

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。  
(厚生労働省ホームページより)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

69歳以下の方は、今までと変わりありません。

**詳しくお知りになりたい方や、医療費についてのご相談などありましたら、お気軽に医療ソーシャルワーカーまでお声かけください。**

## 療養型病床入院時の居住費（光熱水費相当額）が見直されます

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の相当額の負担が求められることとなりました。

平成29年10月から、平成30年4月からの2回に分け段階的に見直されます。

ただし、難病患者については負担はありません。

医療療養病床に入院している 65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～	平成30年4月～
医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)	320円	370円	370円
医療の必要性が高い方 (医療区分Ⅱ、Ⅲの方) (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
指定難病の方 老齢福祉年金受給者 境界層該当者	0円	0円	0円

この見直しは、介護保険施設に入所する方は、すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。その為上記のように段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担をいただくこととなります。

今回の光熱水費の見直しは、65歳未満の方や一般病棟、精神病床等に入院されている方は対象外です。

**上記の内容について詳しくお知りになりたい方は、  
当院医療ソーシャルワーカーにご質問ください。**



## 「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと…などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば…

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」

その他「誰に相談してよいか分からないこと」…など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

(西岡病院 電話:011-853-8322 相談対応時間:月～金 9時～17時 土:9時～12時)

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー:岡村、横田、田附(たつき)